



目 次

新年のごあいさつ

 熊本法人会会長…………… 3

 熊本東税務署長…………… 4

 熊本市長…………… 5

熊本西・熊本東税務署との意見交換会…………… 6

役員研修会…………… 7

税務署だより（令和元年分確定申告について ほか）…………… 8

熊本県県央広域本部・熊本市だより……………11

令和2年度税制改正に関する提言……………13

税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

 税金落語、小・中学生の税の作品表彰式 ほか……………18

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

 秋の特別講演会・県庁銀杏並木ライトアップ ほか……………20

支部だより……………21

青年部会だより……………22

女性部会だより……………23

特集

 「高収益企業への道」……………24

事務局だより……………26

令和元年分確定申告相談会場等のご案内……………28



●表紙の作者紹介●

田 代 彬

熊本デザイン専門学校
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕

今年の干支「子」をメインに制作しました。白いネズミは、七福神の大黒天の使いと言われており、それをイメージしました。

宝船には、熊本の名物や特産品を載せています。

発行所

〒860-0802 熊本市中央区中央街3番8号
熊本大同生命ビル2階

公益社団法人 熊本法人会

会 長 竹下 英

広報委員長 安武 洋一郎

T E L (096) 353-2555

F A X (096) 353-2556

ホームページアドレス

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/>



新年のごあいさつ

公益社団法人 熊本法人会
会長 竹 下 英

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。また、熊本法人会の事業・運営につきましては、会員の皆様、税務ご当局、関係諸団体のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

私事でございますが、昨年の第6回通常総会におきまして、「熊本法人会 会長」に再任されて、2年目を迎えています。法人会の主幹事業の1つ1つを体感しながら、これからの法人会スタイルを描いているところです。新しい年も、法人会のために皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、引き続き会長の職務に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年の熊本県は令和の始まりとともに、明るい前向きな出来事がございました。「熊本城の一部特別公開」や「俵山トンネルルートの全線開通」は復興の象徴でありますし、中心街では「サクラマチ クマモト」の開業により賑わいが創出されています。そして「ラグビーワールドカップ」や「女子ハンドボール世界選手権」の開催で大いに盛り上がり、相当な経済効果であったと思います。10月には消費税率10%の引上げと軽減税率制度が導入され、景気減速が懸念されましたが、キャッシュレス決済によるポイント還元等の次の一手によって、消費は下振れすることなく堅調に推移しています。このように、熊本地震からの創造的復興は確実に前進しており、熊本県内の景気の先行きについても緩やかな拡大が続くものと思われまます。

私たちの法人会は、『税のオピニオンリーダーたる、経営者の団体』として、「税の啓発活動」、「租税教育活動」、「税に関する研修会の開催」など税に関する事業のほか、法人会の存在を地域に浸透させるために、「サッカー教室等のスポーツ支援活動」や「各種ボランティア活動」、「熊本県庁プロムナードライトアップやコンサート開催」などの様々な『地域社会への貢献活動』を展開しています。

一方では、法人会の「会員数の減少が近年継続している」という課題があります。もっと広く県民の皆様が法人会を知っていただく為に大切なことは、公益事業を中心として活動する法人会が当初から掲げています“企業の発展を支援し”、“地域の振興に寄与する”、そして“国と社会の繁栄に貢献する”「経営者の団体である」という“法人会の理念”に沿った事業を、これまで以上に、より積極的に、実践していくことだと思っております。

昨年の4月からスタートした、会員数5,000社復活を目指した「しゃんもんでん5,000運動」が、新しい年を迎え、有終の美が飾れるよう、受託会社にご協力をお願いするとともに、親会、各支部・青年部・女性部会が一体となり、法人会全体で邁進したいと思っております。

最後になりますが、会員の皆様方のますますのご繁栄と素晴らしい1年になることを祈念いたします。



新年のごあいさつ

熊本東税務署長 丸 山 昌 仁

新年明けましておめでとうございます。

令和2年の新春を迎えるに当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人熊本法人会並びに会員の皆様方におかれましては、令和となって初めての新年をご家族共々気持ちを新たにお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修活動・情報提供を通じて、正しい税知識の普及啓蒙と納税道義の高揚を図るため、積極的な租税教育活動や社会貢献活動を展開されるなど地域社会及び地域企業の健全な発展に大きく貢献されておられます。

具体的には、従来から取組んでおられます「サッカー教室等に併せて実施した税金クイズ大会」、「創意工夫を凝らした租税教室」、「県庁プロムナード銀杏並木ライトアップコンサート」などの活動は、竹下会長をはじめとする役員の皆様、事務局、そして会員の皆様のご尽力によるものであり、そのご功績に対し深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、貴会の活動が更に充実したものとなりますよう、できる限りのサポートをさせていただき、皆様との信頼・協力関係をこれまで以上に築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化をはじめとした社会構造の変化とともに、経済取引のグローバル化、ICTやAIの更なる進展など大きく変化しており、社会・経済の変化に的確に対応しつつ、「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」という国税庁の任務を遂行し、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

今後とも、皆様方のご意見や様々なニーズを聞かせていただき、納税者サービスの充実や適正・公平な税務行政の推進に努めてまいりますので、会員の皆様方には、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ところで、まもなく令和元年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も引き続き、自宅等からのICTを利用した申告の推進として、マイナンバー方式及びID・パスワード方式によるe-Taxやスマートフォンを利用した申告を推進することとしております。会員の皆様方をはじめ会員企業の従業員の方々に確定申告が必要な方におかれましては、e-Tax等による申告やダイレクト納付をご利用いただき、早期提出・期限内納付へのご協力をお願い申し上げます。

なお、本年の確定申告会場は、熊本西・熊本東税務署の合同会場として、熊本城ホール1階展示ホール（熊本交通センター跡地）において開設することとしておりますので、ご利用される方につきましてはご留意願います。

最後になりましたが、この新しい年が公益社団法人熊本法人会にとりまして、更なる飛躍と発展の年となりますとともに、会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



年頭のごあいさつ

熊本市長 大 西 一 史

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

竹下会長をはじめ会員の皆様方におかれましては、日頃から税務知識の普及はもとより、適正な申告納税制度の確立や納税意識の向上など、地域社会の健全な発展のため、様々な活動にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

昨年は、熊本地震で被災された方々の生活再建に取り組むとともに、復興のシンボルとなる熊本城の特別公開や新築移転した新熊本市民病院の開院、熊本城ホールの開業をはじめ、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権の開催など、震災からの復興、そして更なる飛躍に向けた歩みを着実に進めてまいりました。

新たに迎えました本年は、この流れを途切れさせることなく、引き続き被災者一人ひとりに寄り添った生活・住まいの再建に最優先で取り組み将来への安心を確立するとともに、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの推進をはじめ、健康ポイントの導入や公共交通の利便性向上、農水産業の振興や経済の発展など、新しい熊本に向けたまちづくりの発展の礎を築いてまいります。

また、本年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるオリンピックイヤーであり、我が国の様々な活動に世界の目が注がれる年となる中、本市におきましては、初めての大規模な国際会議「第4回アジア・太平洋水サミット」が開催されます。この機会を国際的に高い評価を得ている本市の地下水保全の取組や熊本地震からの力強い復興を世界にPRできる絶好の機会と捉え、その準備に関係機関と連携しながら万全を期してまいります。

本市としましては、震災からの復興とともに、地域主義の理念のもと「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現を目指し、総力を挙げて取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本法人会の今後益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

熊本西・熊本東税務署と 熊本法人会役員との意見交換会

開催日：令和元年11月21日（木） 場所：KKRホテル熊本

1. 税務当局との意見交換会

税務当局との意見交換会は、「税を考える週間」の一環として、平成13年度から熊本西税務署と熊本西法人会とで開催されていたもので、平成26年4月に熊本法人会と組織変更後も引き続き開催されています。税務当局からは、熊本西・熊本東税務署長をはじめ幹部職員の方々が出席され、当会からは、常任理事以上の役員と監事が出席しての活発な意見交換会となりました。

意見交換会の開催趣旨は、当会にとって、根幹事業である税知識の普及活動等を進める上で税務当局に支援や協力を求めることを目的とし、また、税務当局にとって、税務行政の現状等を当会役員に理解してもらうことを目的としています。

議事については、当会から、役員及び組織構成と令和元年度事業計画と進捗の説明を行った後、税務当局から、税務相談の効率化に関する説明をはじめ、マイナンバーカードの取得促進に向けた協力をお願い、申告相談会場や消費税軽減税率制度の説明が行われ、最後に、当会から税務全般に関する質問事項に対し、税務当局が回答するという形式で進められました。

【出席者】

熊本法人会	会長以下	17名
熊本西・熊本東税務署	署長以下	7名



竹下会長挨拶

中村署長
(熊本西税務署)挨拶

2. 意見交換会における質問事項（抜粋）

【熊本法人会からの質問】

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受けなければならないとのことですが、このような登録制度を設ける必要性について教えてください。

【税務当局の回答】

消費税法上、軽減税率制度が実施されることにより、複数の税率が適用されることとなりますが、このような複数税率制度の下で仕入れ等に係る税額を適正に控除するためには、売手側における適用税率の認識と仕入側における適用税率の認識を一致させるために売手側に必要な情報を記載した請求書等の発行を義務付けるとともに、当該請求書等の保存を仕入税額控除の適用要件とする必要があります。また、そうした仕組みを機能させる観点から、他の事業者から受けた請求書等が適格請求書に該当することを客観的に確認するための仕組みが必要となります。

このため課税資産の譲渡等について適格請求書を交付しようとする課税事業者に対して、あらかじめ税務署長に、適格請求書発行事業者として登録を受けることを求めています。



意見交換会

役員研修会

開催日：令和元年11月21日（木） 場所：KKR ホテル熊本

1. 税務当局による講話

毎年、税務当局の幹部職員を講師に招き、役員研修会を開催しています。本年度は、熊本東税務署長の丸山昌仁氏による「税務行政の将来像」と題した講話でした。

当日は、親会の役員（理事・監事・相談役・支部長）のほか、青年・女性部会の部会長・副部会長に出席を促し、57名の出席がありました。また、来賓及び講師として、熊本西・熊本東税務署と受託会社3社の幹部職員の出席（12名）があり、竹下会長の開催あいさつの後、役員研修会が進められました。

—講話の内容—

財務省設置法第19条には、国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が定められており、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが、国税庁の使命とされています。そのため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めています。

税務行政を取り巻く環境は、「ICT・ITの進展」をはじめ、「マイナンバー制度の導入」「経済取引のグローバル化」「定員の減少と申告の増加」「調査・徴収の複雑・困難化」等大きく変化しており、納税者の皆さまの理解と信頼を得て、国税庁の使命を十分果たしていくためには、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱として、スマート化を目指した「スマート税務行政」に取り組み、進化させることが重要と説かれました。

納税者の利便性の向上として、「税務手続きのデジタル化」「税務相談の効率化・高度化」「税務署窓口のスマート化」等、また、課税・徴収の効率化・高度化として、「調査等の高度化」「徴収の効率化・高度化」の取り組みです。さらに、インフラ整備と業務改革を行うために、情報システムの高度化と内部事務の集約処理、地方公共団体等との外部機関との連携強化が図られていると説明がありました。

2. 受託会社（3社）による研修会ほか

丸山税務署長（熊本東税務署）の講話に続いて、受託会社3社（大同生命保険、AIG 損害保険、アフラック生命保険）の幹部職員を講師に迎え、社内で生じる経営者や従業員の怪我や病気などの疾病に伴う社内的経営リスクは、事前の備えさえあれば、慌てることなく余力を持って回避できること、普段と変わらない安定した経営を続けていくためには、社内的リスクを和らげる福利厚生制度の充実が不可欠との説明がありました。また、2019年4月からスタートした「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン～」の進捗と会員増強の説明がありました。

研修会終了後、松本組織委員長から、会員数5,000社復活を目指す「しゃんもんでん5,000運動」の進捗と協力依頼が説明されました。また、中村熊本西税務署長より、租税教育推進に対する感謝状が、女性部会（淵田部会長）に贈呈されました。



竹下会長の挨拶



丸山東税務署長の講話



福利厚生制度研修会



松本組織委員長の会員増強のお願い



租税教育推進に対する感謝状贈呈

税務署だより

令和元年分確定申告のご案内

令和元年分の申告と納税は、右のとおりとなりますので、期限内にお済ませください。

なお、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

税目	申告書の提出・納税期間	
所得税	2月17日(月) ~	3月16日(月)
消費税	1月 6日(月) ~	3月31日(火)
贈与税	2月 3日(月) ~	3月16日(月)

で簡単に申告書等の作成ができますので、是非ご利用ください。

また、スマートフォン（以下「スマホ」といいます。）で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。

令和2年1月から、給与所得（年末調整済の給与のほか、年末調整未済、2か所以上にも対応）のほか、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がり、スマホでの申告が大変便利です。

パソコン から 確定申告

スマホ

もう手書きにはもどれない・・・

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！ 確定申告

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告書等作成コーナーの
利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ
と回答

STEP 2 申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 e-Taxで送信して提出

👍 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となっています。

なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

また、自宅等からe-Taxで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Taxをご利用ください。

《本人確認書類の例》

例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例2：通知カードの写し+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける際は、平成29年分の確定申告から、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となっています。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く。）は、後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告をする場合は、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

消費税の確定申告書を作成するためには区分経理が必要です！

令和元年10月から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方についても、令和元年10月以降、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページには、令和元年分の譲渡所得（土地・建物）及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載していますので、是非ご覧ください。

また、譲渡所得（土地・建物）の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載

例についても掲載していますので、併せてご覧ください。

※主な特例のチェックシート

- ・マイホームを売却した場合の特例
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例

【掲載場所】熊本国税局ホームページ ([熊本国税局ホームページ](#) [検索](#)) > 新着情報
> 譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場及び税理士会による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。また、申告期限間際になりますと申告会場が混み合うことが予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

申告相談会場	期間・受付時間
<p>熊本城ホール 1階展示ホール (熊本市中央区桜町3番40号) (熊本交通センター跡地)</p>	<p>2月17日(月)～3月16日(月) ※ 土、日、休日を除く 午前9時～午後4時 【税理士会による確定申告無料相談会】 2月12日(水)～2月14日(金) 午前9時～午後4時</p>

※熊本西税務署及び熊本東税務署では、税務署内に申告相談会場は開設しておりません。

- 注) 1 土、日及び休日は会場を開設しておりませんが、2月24日(月)及び3月1日(日)に限り開設します(午前中は、大変混雑することが予想されます)。
2 専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

熊本西税務署 096-355-1181 熊本東税務署 096-369-5566

※確定申告に関する相談は、自動音声案内の後に「0」を選択してください。
(3月16日(月)まで)

熊本県県央広域本部・熊本市だより

不正軽油の防止、撲滅にご協力ください

「不正軽油とは？」

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として軽油に灯油や重油等を不正に混ぜたものや、灯油・重油をそのまま自動車の燃料として使用しているものをいいます。

不正軽油は、悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、その排出ガスなどから環境汚染の原因ともなります。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。



身の回りでこんなことはありませんか？

- ・極端に安い値段で軽油を販売している
- ・不審なタンクローリーが出入りしている
- ・排気ガスが異様に黒く、車体が重油臭い

「軽油の抜取調査」

熊本県では、不正軽油撲滅のため、地方税法に基づき、軽油を燃料とする車両から燃料の抜取調査を実施しています。

調査実施の際は、ご協力ください。

不正軽油撲滅のために情報を集めています。
不正軽油に関する情報は、県央広域本部税務部までお知らせください。

熊本県県央広域本部税務部課税第一課

TEL：096-333-3223（直通）

FAX：096-333-3233

【令和2年度給与支払報告書 提出について】

給与支払報告書は、アルバイト、パート、中途退職者も含めて平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月までに給与の支払いを受けた方全員について、その支払いを行った事業所等が、支払いを受けた方の令和2年(2020年)1月1日に居住する市区町村に提出する必要があります。

提出期限が令和2年(2020年)1月31日(金)となりますので、早めの提出にご協力をお願いします。

【熊本市からのお願い】

「2019年中に給与の支払いを受けた方で、令和2年(2020年)1月1日に熊本市に住所を有する方」に関しては、熊本市に給与支払報告書を提出いただく必要がありますが、熊本市に提出の際は、次の要領で熊本市作成の総括表をご使用ください。

●前年分の給与支払報告書を提出された事業所には、11月上旬に、給与支払報告書の提出と特別徴収の実施についての手引きと一緒に総括表を郵送しております。

●右記書類の右半分が「総括表」となります。切り離して給与支払報告書の上に添付して提出してください。

●住民税の支払方法は特別徴収（事業所等の給与天引）が原則ですが、退職等で特別徴収できない方がいる場合については、右記書類の左半分の「普通徴収申請書」を添付して下さい。

★給与支払報告書を提出いただく際には、①総括表を先頭に、②特別徴収の方の給与支払報告書、③普通徴収申請書、④特別徴収ができない方の給与支払報告書の順番で提出をお願いします。



（エルタックス／電子申告）について



給与支払報告書の提出はeLTAX（地方税ポータルシステム）をご活用ください。eLTAXとは地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。eLTAXで給与支払報告書を提出していただくと、紙での提出は不要になります。

【eLTAX利用のメリット】

- eLTAX利用は無料。
- 手続きが自宅やオフィスで出来ます。
- 複数の申告や納税を一括処理出来ます。
- 利用時間は8：30～24：00。

【eLTAXに関するお問い合わせ先】

電話：0570-081459 HP：<http://www.eltax.lta.go.jp>

【給与支払報告書提出についてのお問い合わせ先】

※熊本市役所 市民税課 電話 096-328-2181（直通）

税制改正要望全国大会開催

税制委員長
梅 元 昭 宏

第36回法人会全国大会「三重大会」(令和元年10月3日 津市にて開催)において、法人会の「令和2年度の税制改正に関する提言」が決議されました。この提言は全国単位会、県連、全法連の各税制委員会で協議されまとめられたものです。決議された要望事項は、政府や国会などへの強い働きかけにより法人税制の改革が実現させるなど、これまでも大きな成果を上げています。当会におきましても、熊本市・熊本市議会・熊本県選出の国会議員への働きかけを行います。

令和2年度税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。
- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となつてはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構

築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスはどう入れるかが重要になる。

- ・超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削

- 減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。
- 4. 消費税引き上げに伴う対応措置**
- ・本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- 5. マイナンバー制度について**
- ・マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。
- 6. 今後の税制改革のあり方**

II. 経済活性化と中小企業対策

- 1. 法人実効税率について**
- ・“先進国クラブ”と称される OECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
 - ・EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。
- 2. 中小企業の活性化に資する税制措置**
- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用する

に当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III. 地方のあり方

- ・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要にならう。
- ・「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- ・地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めていくとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなばならない。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。

基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- ・近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。（「個別事項」参照）

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

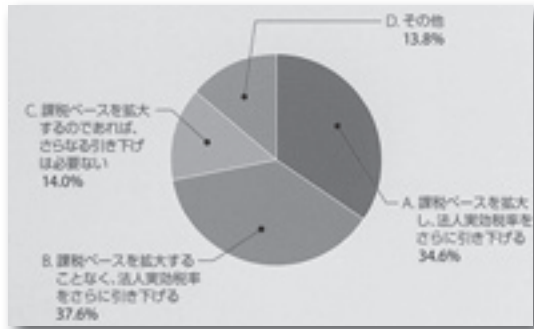
1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

令和2年度税制改正スローガン

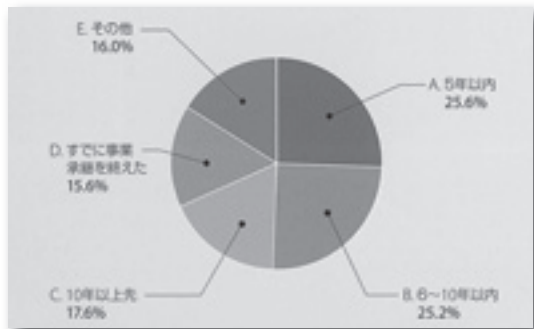
- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和2年度税制改正に関するアンケート (有効回答総数：11,249名)

Q1 我が国の法人実効税率は29.74%ですが、今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

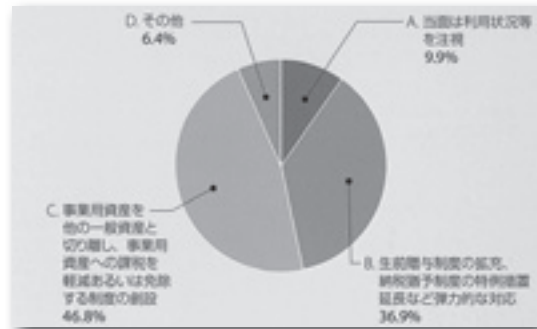


Q2 あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。

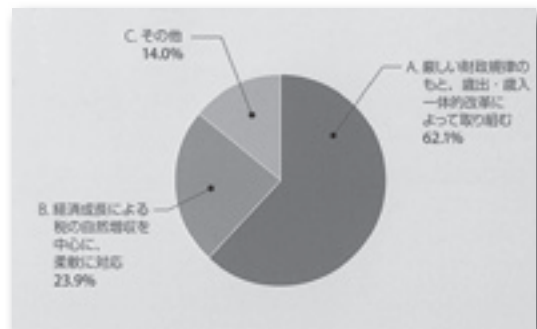


Q3 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として

贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどのように考えますか。



Q4 国と地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の財政悪化は先進国の中でも突出しています。政府は、基礎的財政収支の黒字化達成時期を2020年度から2025年度に延期しましたが、財政健全化についてどう考えますか。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果が期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般、税率が10%に引き上げられた

が、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日
全国法人会総連合 全国大会

要望活動の実施

令和元年11月18日（月）、梅元税制委員長は、木原稔衆議院議員及び江田康幸衆議院議員の事務所を訪問し、令和2年度税制改正に関する提言書を手渡し、口頭でも税に関する要望説明を行いました。また、過日竹下会長に帯同され、熊本県知事及び理事、県議会議長、熊本市議会議長、嘉島町町長、自由民主党県連会長にも提言書を持参し要望を伝えました。特に、地震・台風等の自然災害に対して、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を3年間5年に延長するよう力説されました。



木原稔事務所



江田康幸事務所



蒲島県知事に提言書を手渡す竹下会長



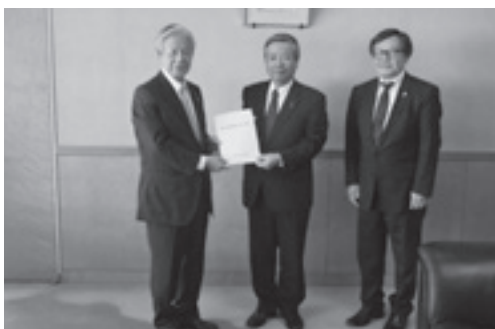
熊本県 / 福田理事



井手熊本県議会 議長



倉重市議会 議長



荒木嘉島町長（全国町村会会長）



前川自由民主党県連会長

税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

税金落語

開催日：令和元年11月22日（金）
場 所：益城町立益城中学校
参加者：300名



益城中学校



うどんの食べ方



白川中学校



生徒会長によるお礼の言葉

復興支援事業として落語家の笑福亭鉄瓶氏による「税金落語」を開催しました。落語という笑いを通して、固いイメージの税金が、柔らかく解され、税金の必要性を改めて知る機会となりました。生徒の皆さんは、落語の「落ち」を理解した上で、今回のお題である「法人税」と「脱税」に関する落語を聞き入っていました。落語終了後の生徒代表の挨拶では、「税に興味を持った」「税金の種類を知りたい」「税の使われ方に興味を持った」等のコメントが発表されました。

特別セミナー「消費税軽減税率制度に係る説明会」の開催

開催日：令和元年9月17日（火）
場 所：くまもと県民交流館パレオ
参加者：17名



山野上席国税調査官

令和元年10月に消費税率の引上げに伴って導入される消費税軽減税率制度を理解するため「消費税軽減税率制度に係る説明会」を二部構成で開催しました。講師に、税務当局の幹部職員を招き、一部で「消費税軽減税率制度の概要」、二部で「適格請求書保存方法」の説明がありました。受講者の方々から、帳簿及び請求書等の記載と保存、消費税額の計算と税額計算の特例、インボイス制度の導入など、良く理解できたとの感想が聞かれました。

令和元年度 熊本西・熊本東税務署長納税表彰式

受彰名 熊本西税務署長納税表彰
受彰日 令和元年11月6日（水）
会 場 熊本西税務署
受彰者 竹下 英（会長）氏

受彰名 熊本東税務署長納税表彰
受彰日 令和元年11月15日（金）
会 場 熊本東税務署
受彰者 八木 衛（理事）氏

竹下会長、中村署長、
松本副会長

多年にわたって申告納税制度の発展と納税道義に貢献された方々に対して感謝の意を表す式典として、本年度も熊本西・熊本東税務署長納税表彰式が行われました。当会からは、竹下英会長と八木衛理事が受彰されました。また、木下修氏（会員）は、熊本国税局長納税表彰を受彰されました。

丸山署長、八木理事、
竹下会長

第32回 小・中学生の税の作品表彰式（熊本西税務署管内）

開催日	令和 元年11月13日（水）
場 所	熊本市こども文化会館 4階 多目的ホール
参加者	94名（受賞者 45名、教師・保護者 49名）
主 催	熊本西地区税務関係団体長連絡協議会
後 援	熊本西税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
応募総数	4,779点（習字3,444点、標語230点、ポスター244点、作文861点）

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、上通りアーケード街に展示されました。



法人会賞を手渡す梅元副会長



中村西税務署長の挨拶



受賞者の作文朗読

令和 元年度 中学生の税の作品表彰式（熊本東税務署管内）

開催日	令和 元年11月15日（金）
場 所	熊本東税務署
参加者	71名（受賞者 41名、教師・保護者 30名）
主 催	熊本東地区税務関係団体長連絡協議会
後 援	熊本東税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会
応募総数	2,807点（習字1,325点、標語827点、ポスター25点、作文630点）

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、イオンモール熊本内に展示されました。



法人会賞の授与



丸山東税務署長の挨拶



受賞者の作文朗読

第17回 小・中学生の税金クイズ大会・バスケットボール教室

開催日	令和 元年10月12日（土）
時 間	9時00分～12時00分
場 所	熊本県立総合体育館 メインアリーナ
参加者	96名（保護者除く）

熊本西地区税務関係団体長連絡協議会（本会は、当協議会の会長）主催で、小・中学生を対象に「税金クイズ大会&バスケットボール教室」を開催しました。前半90分は小学生、後半90分は中学生に分けて実施しました。クイズ問題は、「3択問題」を採用し、勝ち抜き戦でクイズを進め、解答に際しては、熊本西税務署の幹部職員による解説付きとしました。子ども達は、クイズで税の大切さを学んだ後は、熊本ヴォルターズのコーチの指導を熱心に受けていました。



小学生を対象とした税金クイズ大会



中学生を対象とした税金クイズ大会



バスケットボール教室

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

令和元年度 秋の特別講演会開催

開催日	令和元年10月11日（金）
時 間	14時00分～15時30分
場 所	くまもと県民交流館パレア パレアホール
参加者	276名



講演の様子



安部司 氏

（一社）加工食品診断士協会 / 代表理事の安部司氏を講師に招き「知っていますか？加工食品の舞台裏」というテーマで講演会を開催しました。私たちの社会は戦後、驚くほど豊かになり便利・快適になってきました。しかし、便利な生活の裏側には、多くの化学物質があることを忘れてはいけません。食品において、楽に簡単に食事ができるのは、食品添加物のお陰です。例えば、体に悪い「摂り過ぎ三兄弟」とは、「塩」「油」「糖」です。この三兄弟を、食べ易くしてくれるのが、食品添加物です。辛味を甘味に、偽物なのに本物の味のように錯覚させてくれるのが「食品添加物」です。手間はかかりませんが、自然のままの食材を食することが、健康で長生きできる食生活と説かれました。



実験の様子

第17回 県庁銀杏並木ライトアップ（点灯式）

点灯式	令和元年11月1日（金）
期 間	令和元年11月1日（金）～同年12月26日（木）
時 間	18時00分～21時00分（毎日）
場 所	熊本県庁プロムナード



県庁銀杏並木ライトアップ

秋の風物詩となっている県庁銀杏並木ライトアップは、平成15年から開始し、17回目を迎えました。11月1日の点灯式は、木下副会長の挨拶に始まり、オカリナの四重奏と二重奏の生演奏を行いました。静かに灯る32基の水銀灯の中でのミニコンサートは、「光と音」のファンタジーを描きました。

第15回及び第16回 ロアッソサッカー教室・税金クイズ大会

第15回	
開催日	令和元年7月27日（土）
時 間	9時30分～11時00分
開催場所	熊本市城山公園運動施設
参加者	125名（保護者除く）
後 援	熊本市教育委員会 他

第16回	
開催日	令和元年11月9日（土）
時 間	15時00分～16時40分
開催場所	熊本県民総合運動公園 補助競技場
参加者	63名（保護者除く）
後 援	熊本市教育委員会 他

熊本県内の就学前児童・小学生を対象に、ロアッソサッカー教室と税金クイズ大会を開催しました。税金クイズで頭を使った後は、①親子サッカー、②小学生1～2年生、③小学生3～4年生、④



第15回 ロアッソサッカー教室

小学生5～6年生（但し、第16回は、①親子サッカーを中学生に変更しました。）の4つのクラスに分けて、ロアッソ熊本のインストラクターからサッカーの基礎を学びました。子ども達は、公園の運動場いっぱいを使って、元気よくボールを追いかけていました。



第16回 ロアッソサッカー教室

支部だより

「消費増税および軽減税率制度について」研修会を実施 (6支部)

2019年10月からの消費税増税および軽減税率制度導入に伴い、各支部にて研修会が実施されました。

同制度に向けた事前準備、実務対応など非常に興味深い内容で、不明瞭だった疑問点など理解を深めることができました。

多くの会員企業の皆様が参加され、税知識の向上と会員間の交流につながりました。



向山支部 研修会

支 部	テーマ	講 師
向 山	消費税率アップ・軽減税率制度への対応 軽減税率への準備対策と事業者支援措置	熊本西税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 鶴田 貴志 氏 中小企業庁熊本県よろず支援拠点コーディネーター 森田 欣典 氏
田迎南 田迎北・御幸	増税は差別化のチャンス ～支援策を活用して利益を増やそう～	中小企業庁熊本県よろず支援拠点コーディネーター 森田 欣典 氏
黒 髪	消費税軽減税率制度について	熊本西税務署 法人課税第三部門 上席調査官 山野 耕平 氏
一 新	消費税増税および軽減税率制度について	(株)梅元経営経理事務所 梅元 昭宏 氏

「南熊本教室 講演と観月会」を開催 (南熊本支部 他3支部合同)

南熊本支部は、「南熊本教室」と称して、例年講演会と懇親会が開催されていましたが、熊本地震等の影響により4年ぶりの開催となりました。

今回は、「ここが凄い熊本城」と題して、熊本市経済観光局熊本城総合事務所／熊本城調査研究センター文化財保護主幹 鶴嶋俊彦氏より講演を行っていました。加藤清正公の生い立ちから、熊本城の歴史・現在の復興の姿・今後の見学予定など、とても興味深い話を聞くことができました。

また、4支部(南熊本・萩原・琴平・本荘)から多くの会員企業の皆様に参加され、4年ぶりの懐かしさとともに、より一層の会員交流を深めることができました。



支 部	事業内容	開催日	場 所	参加人数
一 新	せんばミニパーク花植え運動	6月22日～24日	せんばミニパーク	6名
一 新	地域の子供たちと七夕飾りで繋がり運動	6月22日～7月8日	塩屋町・新鳥町商店街	84名
一 新	地藏祭り	7月24日	塩屋町せんばミニパーク、狸地藏前	60名
壺 川	坪井繁栄会夏まつり	7月27日	坪井見性禅寺境内	1,600名
高 平	研修会:地域の歴史を学ぼう 身近な文化財・歴史をたずねて	8月7日	大同生命	9名
向 山	研修会:消費税率アップ・軽減税率への対応 軽減税率への準備対策と事業者支援措置	8月9日	エルセルモ	28名
春 日	春日ぼうごらまつり	8月10日	春日小学校	2,000名
川 尻	川尻精霊流し及び花火大会	8月16日	川尻・加勢川及び河川敷	20,000名
田 迎 南	研修会:増税は差別化のチャンス ～支援策を活用して利益を増やそう～	8月16日	十徳や	65名
田 迎 北・御幸	商工会ミニ夏祭り	8月16日	河内漁協	11名
河 内	天明夏まつり	8月17日	天明体育館前	2,000名
黒 髪	研修会:消費税軽減税率制度について	8月22日	徳一	15名
川 尻	夏だ!夜市だ!川尻わっしょい!	8月24日	川尻・加勢川及び河川敷	2,000名
飽 田	あきた夏まつり	8月24日	飽田町民グラウンド	2,600名
一 新	藤崎八幡宮秋季例大祭 一新町鉾 伝統文化継承活動	9月16日	一新地区	45名
白 坪	研修会:水産流通に革命を～地方荷受けの取り組み～	9月3日	市場会館	53名
南 熊 本・萩原 琴 平・本 荘	講演会:「ここが凄い」熊本城	9月13日	(株)岩永組	65名
一 新	研修会:消費税増税および軽減税率について	9月24日	日本料理 おく村	16名
白 坪	白坪校区体育祭	10月13日	白坪小学校	500名
1. 3. 4 地区	健軍灯路秋まつり・税金クイズ大会	10月19日	健軍小学校	1,000名
甲 佐 町	甲佐町支部杯グラウンドゴルフ大会	10月26日	グリーンパル甲佐	91名
天 明	新幹線フェスタ	10月27日	JR九州熊本総合車両所	10,000名
御 船 町	御船町商工会主催グラウンドゴルフ大会	10月27日	華ほたるグラウンドゴルフ場	46名
日 吉 西	研修会:接遇マナー～また会いたいと思われる人に～	10月28日	アクアドームくまもと	36名
5 地 区	画図校区わくわく実りの収穫祭	11月4日	画図小学校	850名
向 山	法人会向山支部・向山繁栄会 親睦ボウリング大会	11月8日	ナムコワンダーシティー	38名
五 福	風流街浪漫フェスタ	11月10日	熊本市細工町	11,000名
高 平	親睦ボウリング大会	11月12日	スポーツ熊本	16名
北 部	教育プロレス、タッチングブルin北区こどもまつり	11月16日	熊本市植木中央公園運動施設	2,500名
飽 田	花いっぱい運動	11月18日	飽田中学校	9名
流 通 団 地	クリーン大作戦	11月21日	流通団地周辺	271名

青年部会だより

租税教育活動 皆で学ぼう zei (税) !!

開催日：令和元年8月8日(木)

場 所：防災センター / 城彩苑 / ホテル熊本テルサ

小学校4～6年生を募集し、44名の参加がありました。夏休みに実施することから朝から夕方までのスケジュールで防災センターの見学に始まり、城彩苑にて実際に買い物をして、もらったレシートを使って午後から税の勉強を行いました。



電卓を使って消費税の計算にも挑戦しました。

経営者向け講演会

開催日：令和元年9月30日(月)

場 所：くまもと県民交流館パレオ

青年部会主催で講演会を行いました。イチロー選手の元専属打撃投手を務めた奥村幸治氏を迎え「プロ野球チームに見る強い組織の作り方」という題名で、チーム(組織)のあるべき姿など、ビジネスに勉強に日常生活に確実に生きる講演内容でした。



県庁ライトアップコンサート ～落葉の物語13～

開催日：令和元年11月16日(土)

場 所：熊本県庁プロムナード

ライトアップされた銀杏並木の幻想的な雰囲気の中で5組のアーティスト(シンガーソングライターのtomomiさん他)によるコンサートを開催しました。今回で13回目となるコンサートには、500名を超える来場があり、秋の夜のステキな生演奏を楽しんでいただきました。



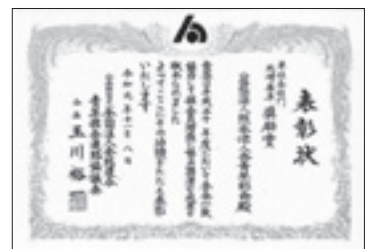
会員増強で表彰!!

平成30年7月1日～令和元年6月30日の期間中、前年の部会員数から4名純増した実績で全国法人会総連合から表彰されました。

近年 会員数は減少の一途を辿っており、今後、組織力強化と活性化を図るためにも、重要課題として取り組んでいます。

若手経営者の皆さんが楽しみながら公益事業に取り組めるよう魅力ある企画づくりを目指しています。

会員企業から、たくさんの若手を青年部会に送り込んでいただきます様よろしく申し上げます。



お知らせ

献血にご協力をお願いします！詳細は同封のチラシにて！

女性部会だより

《ウォーキング講習会》

令和元年7月5日（金）、女性部会会員の寺本尚美氏を講師に招き「正しい姿勢・歩き方」について、講話及びウォーキング講習会を実施しました。

普段歩いていることと全く違い、頭で考えていることを、体に伝達して動かすことの難しさを体感しました。参加された皆さんの多くは、即、実行に移されました。

今回のウォーキング講習会を、女性部会員だけの講習会は、もったいない、広く一般の方にも呼び掛けてほしいとの声が聞かれました。

体中に汗をかきましたが、心地よい汗でした。



《講演会「肥後の猛婦」は女性解放の先駆者》

令和元年8月29日（木）、元熊本大学教授で令和元年度熊日文化賞を受賞されました中村青史氏を講師に招き講演会を開催しました。



講師の中村青史氏



女性部会が長年行っています「租税教室」の功績に対して、熊本西税務署長より感謝状をいただきました。

《スペシャルオリンピックスボランティア活動》

令和元年10月27日（日）、「第16回スペシャルオリンピックス日本・熊本」に社会貢献活動の一環としてボランティアスタッフとして参加しました。今年は、お弁当の受渡しと表彰式のプレゼンターのボランティアを担当しました。



《いだてん大河ドラマ館等見学と玉名・山鹿法人会との交流会》

令和元年11月14日（木）、玉名のいだてん大河ドラマ館、荒尾の干潟水鳥湿地センターを見学しました。また、玉名法人会女性部会・山鹿法人会女性部会の皆さんと交流でき、親睦を深める機会になりました。他の女性部会との意見交換を通し、有意義な研修会となりました。玉名・山鹿法人会女性部会の皆さま、ありがとうございました。

